

第 6 回「健康食品の表示に関する検討会」資料
平成 22 年 3 月 8 日 10:00~12:00 消費者庁

財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 林 裕造

論点整理に向けた関連情報のまとめ

1. 特定保健用食品の表示許可手続きについての検討課題

- 1) 審査過程の明確化と透明性の確保（添付資料 1：欧州食品安全機関 EFSA による審査基準）
 - ① 審査基準を明確にし、必要な公的審査ガイドラインを策定・配布し、審査側、事業者および消費者間で審査過程について共通理解をもつ
 - ② 審査ガイドラインについては、新しい科学的成果を反映させて、内容を改訂する仕組みを設ける
- 2) 許可後に新たな科学的情報が生じた場合の対策
 - ① 安全性・有効性に関する新たな情報は、遅滞なく報告すべきとの現行許可書の記載を法的に徹底する（添付資料 2-1：特定保健用食品許可書、添付資料 2-2：保健機能食品制度改正通知[安全性等に関する情報収集]）
 - ② 許可の更新制もしくは再評価制を導入する場合には、手続きの一環として安全性・有効性に関する追加情報の定期的な提供を求める必要がある
- 3) 消費者の理解と要望に見合った表示内容の改善と保健用途の拡大
 - ① わかりやすい表示（添付資料 3：わかりやすい表示の具体事例）
関与成分の名称、効能、作用の仕組み、摂取対象者ならびに製品の特性に基づいて決められる摂取目安量、摂取時期を明確に伝えられるように記載する
 - ② 消費者の要望と国際動向に対応した保健用途の拡大（添付資料 4-1：健康と食品懇話会による 2009 年度消費者調査結果、添付資料 4-2：諸外国における許可表示例）
- 4) 制度活用の促進（添付資料 5：新しい規格基準型トクホ設定に向けて）
個別審査型の表示許可制度は、主として大手企業が活用しているが、規格基準型特定保健用食品の拡充をはかれば幅広い企業が特定保健用食品制度を活用できる
- 5) (財) 日本健康・栄養食品協会による「適正広告自主基準」の運用促進（添付資料 6：「特定保健用食品適正広告自主基準」）
トクホメーカーの 9 割が (財) 日本健康・栄養食品協会の会員企業であるため、当協会による「適正広告自主基準」の会員企業への周知徹底と、適切な活用をはかれば、誇大広告を排除する自浄能力を高める仕組み作りになる

2. 栄養機能食品についての検討課題

- 1) 審査過程の明確化と透明性の確保
 - ① 特定保健用食品と共通に適用可能な有効性評価ガイドラインの策定
 - ② 審査結果の公表と安全性・有効性に関する科学的情報（保健機能性、摂取目安量などの摂取条件、摂取対象者）の提供
- 2) 許可品目の拡大
 - ① 国際動向を考慮に入れた許可品目の拡大
 - ② 企業からの申請制度の採用

3. いわゆる健康食品に関する検討課題

1) 食品であるとの明示

「これは食品です」、「これは医薬品ではありません」、「食生活は主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

2) 健康食品としての特性表示

規格成分（関与成分）の名称、規格成分量、摂取対象者、一日摂取目安量、推奨摂取時期、禁忌、注意事項

3) 関連情報の表示

①安全性評価（認証協議会が認定した第三者機関による認証）

②品質管理と製造管理（認定された第三者機関による認証）

③規格基準（認定された第三者機関による認証）

④エビデンス（第三者機関による認証）

⑤業者登録、販売年数

4) 保健機能性に関する科学的情報の第三者機関データベースへの掲載

5) 禁止事項

病気の治療効果等を示唆する表現など

4. 表示に関する共通検討課題

1) 消費者に提供すべき基本的な情報

製品が劣悪品ではなく、健康の保持・増進の目的にそって安心して使用できる旨の情報

2) 必要とする情報の重要度についての個人差

①科学的厳密性よりも、単純で明快な理解されやすい、感覚に訴えかけるような情報を好むグループ

②情報の科学的根拠を強く求めるグループ

③示された情報の信憑性あるいは妥当性を保証する情報を求めるグループ

妥当であると保証されているならば、情報の内容が理解できなくても受け入れる。妥当であるとの保証がなければ、情報の内容にかかわらず受け入れを拒む

④情報の内容よりも、その製品のメーカー名を重視するグループ

3) 消費者に理解／納得される情報提供のあり方

情報についての消費者の受け止め方に著しい個人差がある以上、限定された紙面にすべての消費者が満足するような情報の記載は困難である。したがって、表示の記載方式を工夫することが今後の課題である。例えば、消費者に提供すべき情報を「表示、科学的根拠の詳細、科学的知見の妥当性判断」に分け、全体をセットとして消費者に提供する方式を工夫するのが現実的な対応であろう。

付 今後の検討課題

1) 虚偽・誇大広告の取締り

2) 他の制度や機関との連携

3) 食品形態のあり方